

マイナンバーカード(まいなんばーカード)は、期限(きげん)＜カードがつかえるおわりの日(ひ)＞が あります。(やさしい日本語)

在留カード(ざいりゅうカード)を あたらしくしたときは、マイナンバーカード(まいなんばーカード)も あたらしくする 手続(てつづ)きを してください。

○マイナンバーカード(まいなんばーカード)の 期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞を かえる 手続(てつづ)き

マイナンバーカード(まいなんばーカード)の 期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞までに、市役所(しやくしょ)に 来(き)てください。あなたの マイナンバーカード(まいなんばーカード)に あたらしい期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞を 書(か)きます。

手続(てつづ)きに いるもの

- マイナンバーカード(まいなんばーカード)
- あたらしい 在留カード(ざいりゅうカード)
- マイナンバーカード(まいなんばーカード)の 暗証番号(あんしょうばんごう)＜パスワード＞

○マイナンバーカード(まいなんばーカード)の期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞までに、 あたらしい在留カード(ざいりゅうカード)を もらえないとき

マイナンバーカード(まいなんばーカード)の 期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞までに、 あたらしい在留カード(ざいりゅうカード)を もらえないときは、マイナンバーカード(まいなんばーカード)の期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞を 遅(おそ)くすることが できます。

マイナンバーカード(まいなんばーカード)の 期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞までに、市役所(しやくしょ)に 来(き)てください。あなたの マイナンバーカード(まいなんばーカード)に 2 か月(2 かげつ)さきまでの あたらしい期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞を 書(か)きます。

手続(てつづ)きに いるもの

- マイナンバーカード(まいなんばーカード)
- 「在留期間更新許可申請中(ざいりゅうきかんこうしんきょかしんせいちゅう)」の スタンプ(すたんぷ)が ある 在留カード(ざいりゅうカード)
- 在留カード(ざいりゅうカード)に スタンプ(すたんぷ)が ないひとは、「【在留申請オンラインシステム】申請受付番号通知メール(ざいりゅうしんせい おんらいんしすてむ しんせいうけつけばんごう つうち めーる)」を 印刷(いんさつ)した紙(かみ)か、メール(めーる)の画面(がめん)を 見せてください。
- マイナンバーカード(まいなんばーカード)の暗証番号(あんしょうばんごう)＜パスワード＞

○マイナンバーカード(まいなんばーカード)の期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞を すぎたとき

マイナンバーカード(まいなんばーカード)の 期限(きげん)＜おわりの日(ひ)＞を すぎたときは、マイナンバーカード(まいなんばーカード)は つかえなくなります。あたらしく つくるときは、1,000 円を はらってください。

糸島市役所(いとしましやくしょ)市民課(しみんか)
電話(でんわ)092-332-2065

外国人住民向けマイナンバーカード有効期限更新案内(R7.2)